

5 政政第 3 5 6 号
令和 5 年 8 月 18 日

都内に施設を置く特別国際種事業者 様

東京都知事
小池百合子

公印
刷り込み

象牙製品等の販売時の対応について（要請）

平素より東京都の施策にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

東京都では、象牙取引に対する国際的な懸念を受けて、象牙製品等の違法な海外持出防止の取組を進めており、昨年 12 月にも、販売時の対応について依頼を送付させていただいたところです。

2023 年 5 月には新型コロナウイルス感染症が感染法上の 5 類感染症へと移行し、インバウンドも回復傾向にあると報じられています。国内外の往来がますます活発化することが見込まれており、改めて象牙製品等の適正な取り扱いが求められるところです。

都では、引き続き、皆様のご協力をいただき、象牙製品等の違法な海外持出を防止するための対策を講じることにより、都内の事業者による象牙取引が適正に行われていることを国内外に示してまいりたいと考えています。

つきましては、下記の対応にご理解、ご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 象牙製品等を販売する際には、別添の確認書様式（※）などを活用して、購入希望者に「海外に持ち出すことは原則禁止されており、処罰の対象となる」ことを説明し、「違法に海外へ持ち出さない」意思を確認した上で、販売をしてください。
- 2 購入希望者が訪日外国人である場合や、意思確認ができなかった場合など、違法な海外持出につながる恐れがある場合には、象牙製品等の販売を自粛してください。
- 3 別添のリーフレット、店頭掲示用ステッカー（※）などを活用して、「象牙製品の海外持出は原則禁止されており、海外持出を目的とした象牙製品等の購入はできない」ことを販売窓口等において周知してください。

（※）確認書様式及びポスター・リーフレット・卓上ポップ等の資料は、東京都政策企画局のホームページからもダウンロードができます。

<https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/cross-efforts/zouge/general.html>



（担当）東京都政策企画局政策部政策調査課 岩澤、藤村、青木

Tel: 03-5388-2181、E-mail: S0014801@section.metro.tokyo.jp